

三重県看護協会「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、三重県看護協会「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を、貸し出す際に必要な事項を定めるものとする。

2 貸出を認める行事

地区支部または当協会会員施設が実施する「看護の日」に関する行事および看護の普及啓発に関する行事。

3 貸出申込

- 1) 貸し出しを希望する者は、事前に三重県看護協会に「借用申込書」を提出するものとする。
- 2) 申し込みについては、先着順で受け付ける。
- 3) 利用が適当な場合は、借用許可を通知する。

4 貸出および返却

- 1) 着ぐるみの貸出を受ける者は、着ぐるみを三重県看護協会から直接受け取り、使用後は速やかに直接返却することとする。
- 2) 着ぐるみの受取、使用および返却にかかる運搬は使用者が責任をもって行い、費用がかかる場合は借用者が負担するものとする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

6 貸出料

貸出料は無料とする。

7 遵守事項

- 1) 借用者は着ぐるみを適正に管理し、「かんごちゃん取り扱い説明書」の注意事項を遵守すること。
- 2) 「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」のキャラクターイメージおよび看護職の品位を傷つける活動をしないこと。
- 3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

8 現状回復義務

使用者は、貸出期間中に着ぐるみを滅失、汚損、その他損害を与えた場合は、現物の補填または修繕、クリーニング等にかかる費用を負担するものとする。

9 損害賠償

1) 借用者は、貸出期間中に着ぐるみ使用に起因する損害を第三者に与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

2) 着ぐるみの使用により使用者が被った損害は、三重県看護協会は一切その責めを負わないものとする。

10 その他

その他、この要領に決めのない事項は、三重県看護協会と使用者が協議して決定するものとする。